

平成19年度

決算審査意見書

(付 基金の運用状況審査意見書)

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成19年度決算審査意見書

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により、審査に付された平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を付する。

平成20年10月14日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員 山名 哲彌

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員 段塚 廣文



記

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
(附属書類)

平成19年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書

平成19年度一般会計実質収支に関する調書

平成19年度財産に関する調書

2. 審査の期間

平成20年9月22日

3. 審査の手続

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められた。

第3 審査の内容概略

1. 決算の総括

(1) 決算規模

平成19年度は一般会計のみの執行であり、決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	当年度	前年度	増減額
歳 入 額	462,484	276	462,208
歳 出 額	422,050	39	422,011
差引残額	40,434	237	40,197

平成19年度の決算規模は、歳入4億6,248万円、歳出4億2,205万円となり、前年度に比べ大幅に増加している。特に今年度においては、国庫から臨時特例交付金2億7,291万円を受入れし、同額を基金財源として支出している関係で決算規模の拡大をもたらしている。

(2) 決算収支

19年度における歳入歳出差引残額（形式収支）は4,043万円で、翌年度へ繰越すべき財源は0円であり実質収支の額も同額となっている。

(単位：千円)

区 分	歳入歳出 差引残額 (形式収支)	翌年度 繰越財源	実質収支 A	積立金 B	積立取崩 C	実質単年 度収支 (A+B-C)
当年度実績	40,434	0	40,434	0	0	40,434
前年度実績	237	0	237	0	0	237
差引増減	40,197	0	40,197	0	0	40,197

(3) 予算の執行状況

歳入予算額4億6,440万円に対し、歳入実績は4億6,248万円となり、収入率は99.6%と順当である。

歳出は4億2,205万円となり、予算額に対し90.9%の執行率にとどまっております。総務費・民生費を中心に不用額を生じたほか予備費は全額不用となり、不用総額は4,235万円となっている。

会計別の執行状況は後述のとおりである。

(4) 財政の構造

イ 歳入の構成

歳入総額4億6,248万円のうち、市町村負担金等の自主財源は1億7,575万円で歳入に占める割合は38.0%となっている。また、国庫支出金等の依存財源は2億8,673万円で62.0%に達している。

19年度においては、臨時特例交付金収入があったため自主財源比率が圧縮される結果となっている。

ロ 歳出の構成

(単位：千円、%)

区 分	当年度		前年度		増減額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
義務的経費	99,994	23.7	30	76.9	99,964
(うち人件費)	(99,994)	(23.7)	(30)	(76.9)	(99,964)
他経常経費	49,145	11.6	9	23.1	49,136
(うち物件費)	(48,222)	(11.4)	(9)	(23.1)	(48,213)
(うち補助費等)	(923)	(0.2)	0	(0)	(923)
経常的経費 計	149,139	35.3	39	100.0	149,100
その他積立等経費	272,911	64.7	0	0	272,911
合 計	422,050	100.0	39	100.0	422,011

平成19年度における歳出総額は4億2,205万円であり、うち経常的経費は、35.3%にあたる1億4,913万円となっている。その他経費は臨時特例基金費2億7,291万円で歳出総額の64.7%をしめている。

経常的経費のうち67%に当たる9,999万円が人件費となっている。(ただし、財務会計上の人件費に負担金として支出された派遣元への人件費相当額を加算した修正額である。)

(5) 債務負担行為

(単位：千円)

区 分	当年度	前年度	増 減
債務負担行為限度額	670,430	0	670,430
債務負担行為額	405,171	0	405,171
当年度末支出済累計額	22,791	0	22,791
翌年度以降支出予定額	382,380	0	382,380

当年度において総額4億517万円の長期契約による債務負担を設定し、期末現在の債務負担残高は3億8,238万円となっている。

2. 一般会計

歳入

(単位：千円、%)

科 目	予算現額	調定額	収入済額 A	収 入 未済額	収入率 対予算	前年度決算 B	年度増減 A-B
11 分担金及 び負担金	175,335	175,335	175,335	0	100.0	276	175,059
13 国庫支出金	288,716	286,730	286,730	0	99.3	0	286,730
18 繰 越 金	237	237	237	0	100.0	0	237
19 諸 収 入	112	182	182	0	162.5	0	182
歳入合計	464,400	462,484	462,484	0	99.6	276	462,208

歳出

(単位：千円、%)

科 目	予算現額	支出済額 A	翌年度繰越 明許費	不用額	執行率	前年度 決算B	年度増減 A-B
1 議会費	1,331	658	0	673	49.4	31	627
2 総務費	107,605	103,990	0	3,615	96.6	8	103,982
3 民生費	351,464	317,402	0	34,062	90.3	0	317,402
14 予備費	4,000	0	0	4,000	0.0	0	0
歳出合計	464,400	422,050	0	42,350	90.9	39	422,011

<歳入>

平成19年度の収入総額は4億6,248万円で、予算対比99.6%（調定額対比100%）の収入率となっており、順当な実績となっている。

各市町村負担金は、歳入総額の38.0%にあたる1億7,533万円で市町村別内訳は当初決定の負担割合のとおりとなっている。国庫からの収入額は、歳入総額の62.0%にあたる2億8,673万円で、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金2億7,291万円、老人医療費適正化推進費補助金1,382万円となっている。

なお、臨時特例交付金は被用者保険の被扶養者に係る特別軽減分に対応した20年度の運営財源措置として交付されたものであり、翌年度へ基金として持ち越されている。

〈歳出〉

平成19年度の支出総額は4億2,205万円で、予算対比90.9%の執行率となっている。主な支出は、総務費における派遣元人件費負担9,934万円、民生費におけるシステム関連経費3,935万円及び交付金を財源とした臨時特例基金積立金支出2億7,291万円となっている。

なお、今年度総額4,235万円の不用額を生じており、うち民生費において需用費1,022万円及び委託料1,742万円の不用額が認められる。予算の適正執行に努めるとともに管理の適正化を図られたい。

3. 歳入歳出外現金

(単位：千円)

項目	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高
税金及び掛金	0	29	29	0
利子	0	1	1	0
合計	0	30	30	0

当年度において源泉税ほか総額3万円の受払いを行っており、期末残は0円となっている。

4. 財産の状況

平成19年度末における財産の状況は、以下のとおりとなっている。

(1) 公有財産

該当する財産はないものと認める。

(2) 物品

電子計算機および汎用ソフト一式及び軽自動車1台となっている。

(3) 債権

該当する財産はないものと認める。

(4) 基金

後期高齢者医療制度臨時特例基金残高は2億7,291万円となっている。

以上

平成19年度基金の運用状況審査意見書

地方自治法第292条の規定により準用する同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合の基金の運用状況について審査したので、その結果について次のとおり意見を付する。

平成20年10月14日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員 山名 哲彌



鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員 段塚 廣文



記

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合基金の運用状況

2. 審査の期間

平成20年9月22日

3. 審査の手続

審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査した。

第2 審査の結果

審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果誤りのないものとみとめられ、また、基金の運用状況は妥当であると認められた。

審査の結果の詳細は、以下のとおりである。

1. 19年度基金の運用実績

この基金は平成20年2月19日制定した鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例に基づき平成20年3月31日設定されている。

(単位：千円)

基金の名称	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	増加額の内 当年度運用収益
後期高齢者医療 制度臨時特例基金	0	272,911	0	272,911	0
合 計	0	272,911	0	272,911	0

2. 年度末現在基金運用内訳

当年度の運用状況は次の通りとなっている。

(単位：千円)

運用先の名称	種別	金額	運用期間	運用利率	備 考
鳥取銀行 倉吉中央支店	普通預金	272,911	20.3.31	0.20%	
合 計		272,911			

3. 後発事象ではあるが、上記基金は平成20年4月1日次の通り運用形態の組み換えが行われており適切と認められる。

(参考) 平成20年4月1日現在の運用形態

(単位：千円)

運用先の名称	種別	金額	運用期間	運用利率	備 考
鳥取銀行 倉吉中央支店	定期預金	104,293	20.4.1~5.1	0.25%	1ヶ月もの 11口
鳥取銀行 倉吉中央支店	定期預金	168,618	20.4.1~10.1	0.30%	6ヶ月もの 16口
合 計		272,911			

以 上